

関東躁うつ病当事者会（関東ウェーブの会）会則 改定案

躁うつ病(双極性障害)が生涯にわたる過酷な病いであることは言うまでもありません。当事者は周りから理解されず、孤立や孤独に陥りどんなに追い詰められようと、自ら集う場も皆無に近い状態が続いていました。

この会はこの現実を乗り越えて、公的機関や専門家の手に委ねず、躁うつ病者自身の手によって2006年につくられました。それ以降、躁うつ病者のための会員制の当事者会の成立に至る長年の営みを続け、当事者同士がまとまる力を培ってきました。

躁うつ病者が幸せに生きるためには社会や周囲に向きあい、身に余る困難を克服し、人々があまねく幸せに生きることが出来る社会を求めていく必要があります。

「障害者の自立」が前提のように語られる状況のなかで、自立できるできないにかかわらず、どのような厳しさが訪れようと、この会の精神を継続するために必要最低限度の会則・細則を定めるものです。

(名称)

第1条 本会の名称は「関東躁うつ病当事者会」です。

2. 通称を「関東ウェーブの会」とします。

(連絡先)

第2条 連絡先は、電話・ファックス番号とメールアドレスを当会の公式サイトに公表します。

2. この会の所在地は、手続きなどで必要な場合、相手方に明らかにします。

(目的)

第3条 この会は、前文の精神に基づき、躁うつ病者が誰一人分け隔てなく参加できる場を継続することを柱とし、すべての躁うつ病者が幸せに生きられる社会を創り出していくことを目的とします。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行います。

- (1) 概ね月1回の例会の開催
- (2) 概ね年1回の運営交流会の開催
- (3) 公式ウェブサイトの運営と交流

- (4) その他に総会で決定した行事
- (5) 目的の達成のために必要が生じた事業

(構成)

第5条 この会は会員で構成します。

2. 会員は躁うつ病当事者である限り、制限を設けません。
尚、躁うつ病当事者は一度でも躁状態を経験したことがある方です。
会員が退会する場合は、事務局に届け出る必要があります。
3. 会員以外に当会の行事に参加される方は「参加者」とします。
4. その他の参加者については細則に定めます。
当事者、参加者以外に特に必要な方は、ゲストとして参加いただきます。
但し、当会が、前文や目的にあるように公的機関や権威から自立していることを重視し、当事者会としての原則を歪めようとする者を除くものとします。
但し書きに反して入会した者は総会において除名することができます。
その場合は、その者に弁明の機会を与えなければなりません。

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として総会と事務局を置きます。

2. 総会は会員で構成します。委任状を含め会員総数の1/2以上の出席で成立します。
総会の決定は他に定めのない場合、多数決で決定します。
議長は総会冒頭で決めます。
3. 総会は事務局の決定で招集します。毎年1回以上開催し、次の事項を議決します。
 - (1) 会員の年会費
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 事務局員の選任
 - (4) 年度事業計画及び予算
 - (5) 本会の解散、合併に関する事項
 - (6) 第5条の但し書きに基づく会員の除名に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関する重要事項
 - (8) やむを得ず、当日提出された緊急動議
4. 事務局会議は、事務局員で構成します。委任状を含め事務局員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決します。
5. 事務局会議は、事務局の一員が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決します。

(事務局)

第7条 この会の事務局は事務局員で構成します。

事務局は総会の議決の執行及び日常の運営を行います。

2. 事務局員の中に次の役割をおきます。

事務局長 1名

会計 1名

会計監査 1名

3. 事務局員は総会で選任します。

任期は次の総会で後任が選任されるまでとし、再任は妨げません。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とします。

(財産の管理)

第9条 この会の会計処理および管理方法は事務局が定めます。

(過半数以上を要する議決)

第10条 会則の改正、会員の除名、及び緊急動議は、総会において会員の2/3以上の賛成で決定します。

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、総会において定めます。

(雑則)

第12条 この会則は、2018年通常総会で決定の後、直ちに施行します。

関東躁うつ病当事者会 細則 改定案

(会員以外の参加者)

第1条 当会の行事には、会員以外にも以下の方が参加できます。

- (1) 躁うつ病当事者
- (2) 躁うつ病当事者の家族もしくは交際相手
- (3) 躁うつ病当事者にとってのキーパーソン
- (※ キーパーソンの内容については総会で討論し事務局が成文化します)
- (4) 会の運営上特に必要と事務局が判断し、ゲストとして招く方

(総会の運用)

第2条 総会の招集は1ヶ月以上前に事務局が行ないます。

2. 招集はネット上で行えるものとします。
3. 招集には日時と会場を明記しなければなりません。
4. 総会の2週間以上前に総会における議決事項を記載した議決権行使書及び委任状を通知します。この通知及びその回答にはネットを使用できます。
5. 総会の1ヶ月以上前に会員になった方に、その総会での議決権があります。
6. 会員以外の方も、オブザーバー参加することができます。

(事務局内での役割)

第3条 事務局員選出後、互選でその役割を決めます。

(スタッフ)

第4条 事務局は行事を行なうために、会員の中から必要なスタッフを募集し選任します。
任期は特に定めませんが、辞任にあたっては事務局に届け出が必要です。

(事務局の運用)

第5条 事務局会議を月1回以上開催します。

2. 事務局会議はネット上で行なうことができます。
3. スタッフ及び会員は事務局会議にオブザーバー参加することができます。

(会費)

第6条 会員の年会費は1200円とし、例会の参加は無料とします。会員期間が3ヶ月に満たない方の年会費は600円とします。

2. 会員以外の例会参加には、1回300円の参加費が必要です。
3. その他の行事の参加費については、その都度事務局が決めることにします。